

# 山梨県公報

号外第十四号

平成二十一年

三月二十四日

火曜日

## 目次

### 公 告

- 平成二十一年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施……………一
- 平成二十一年度前期技能検定の実施……………二

### 公 告

●平成二十一年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施  
 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成二十一年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 実施職種等

##### 1 実施職種

###### (一) 三級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法及びフライス盤加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。)、金属プレス加工、鉄工、建築板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金作業に限る。)、工場板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。)、めつき(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業に限る。)、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全法に限る。)

###### (二) 基礎一級及び基礎二級

は、機械系保全作業に限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形作業及び射出成形作業に限る。)、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。)、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、塗装、塗装(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、鋼橋塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。)、及び工業包装

#### 2 受検資格

1に掲げる三級の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

#### 二 試験の方法

実技試験及び学科試験

#### 三 日程等

#### 1 実技試験

- (一) 実施期日  
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。
- (二) 実施場所  
山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表  
あらかじめ受検申請者に送付する。
- 2 学科試験
  - (一) 実施期日  
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。
  - (二) 実施場所  
甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨県中小企業人材開発センター
- 4 受検申請の手続
  - 1 提出書類
    - (一) 技能検定受検申請書
    - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
  - 2 試験手数料
    - (一) 実技試験  
一万六千五百円
    - (二) 学科試験  
三千百円
  - 3 手数料の納付方法  
実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」といふ。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は、還付しない。
  - 4 受付期間  
随時
  - 5 提出先  
甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨県中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)
  - 6 その他
    - (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」

- と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの)を同封すること。
- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 五 合格発表等
  - 1 合格者の発表  
合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。
  - 2 合格証書等の交付  
合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。
- 六 その他  
技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。
- 平成二十一年度前期技能検定の実施  
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
平成二十一年三月二十四日  
山梨県知事 横 内 正 明
- 一 実施職種
  - 1 一級及び二級
    - 園芸装飾、造園、金属熱処理(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。)、機械加工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、ボール盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。)、放電加工、金属プレス加工、鉄工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、製缶作業法及び構造物鉄工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、製缶作業及び構造物鉄工作業に限る。)、建築板金、工場板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金作業及び打出し板金作業に限る。)、めつき(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金作業及び打出し板金作業に限る。)

験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業に限る。）、仕上げ、切削工具研削（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、工作機械用切削工具研削法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、工作機械用切削工具研削作業に限る。）、ダイカスト（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て法、配電盤・制御盤組立法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立法及び回転電機巻線製作作業に限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作作業に限る。）、家具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業に限る。）、建具製作、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、強化プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、積層成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、手積み積層成形作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り施工法及び石積み施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り作業及び石積み作業に限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、置製作、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業に限る。）、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ施工法、カーペット系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業に限る。）、熱絶縁施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷作業に限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法及び金属塗装法に、実技試験のうち、

受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業及び金属塗装作業に限る。）、広告美術仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、広告板粘着シート仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、広告板粘着シート仕上げ作業に限る。）、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

## 2 三級

園芸装飾、造園、金属熱処理（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金作業及び打出し板金作業に限る。）、めつき（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業に限る。）、仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械組立仕上げ作業に限る。）、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ施工法、カーペット系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業に限る。）、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、金属塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、金属塗装作業に限る。）、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

## 3 単一等級

路面標示施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ工事作業に限る。）、

## 二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十一年六月八日(月)から同年九月十三日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

平成二十一年六月一日(月)に山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地の二)の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
三級 園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成二十一年七月二十六日(日)
1 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成二十一年八月二十三日(日)
2 三級 金属熱処理	
一級及び二級 機械加工、鉄工、めつき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示	平成二十一年八月三十日(日)

一級及び二級  
写真

平成二十一年九月二日(水)

1 一級及び二級  
園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

平成二十一年九月六日(日)

2 単一等級  
路面標示施工

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨県中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書

(一) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(2)の表に該当する者は除く。及び単一等級 一万六千五百円

(2) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十三号)(別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)) 一万円

(二) 学科試験

三千円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

5 平成二十一年四月二日（木）から同年同月十五日（水）まで  
提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨県中小企業人材開発センター内 山梨県  
職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求めるときは、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

## 五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者については、平成二十一年八月二十八日（金）（金属熱処理及び写真を除く三級職種）、平成二十一年十月二日（金）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、本人あて書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者については、書面でのみ通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番